

## 【論文】

## シングルマザーの就労支援とシェアハウス

## ー多様化するニーズを踏まえてー

遠藤雅子  
(総合福祉学科)

## 要 約

本稿は100万人を超えるシングルマザーの就労支援の一環として、住宅の問題について考察する。厚生労働省は就労による自立を目指した、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の一環で、母子世帯の就労支援にも注力してきた。しかし、母子世帯の母親をとりまく雇用環境は、依然として厳しいものがある。現代的な課題の一つであるシングルマザーの就労支援のあり方を検討するなかで、住宅の問題が浮上してきた。そこで、母子世帯支援の変遷を踏まえ、シングルマザーたちの多様化するニーズと、住宅を供給する事業者たちの課題との関連について調査した。

キーワード：シングルマザー、就労支援、シェアハウス、コミュニティ

## 1. はじめに

わが国の婚姻件数は、第1次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えた1970年から1974年にかけて年間100万組を超え、婚姻率(人口千人当たりの婚姻件数)もおおむね10.0以上であった。その後、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向が続き、2017年の婚姻件数60万7000組、婚姻率(人口千対)は4.9であり、離婚件数は21万2000組、離婚率は1.70となった。[注1] 今日、少子化による労働力不足が懸念されているが、晩婚化、晩産化の進行には大きな変化はなく、ロールモデルが少ない分野では、特に労働市場における女性の活躍促進に期待が高まるものの、内閣府の掲げた目標[注2]を達成するには未だ時間がかかりそうである。労働力不足解消への社会の期待を踏まえ、女性を積極的に採用・活用したい企業のニーズに応えることは、就労を希望する女性の支援でもあり、シングルマザーの就労支援は経済的・精神的な自立を支援することでもある。

女性が自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であり、そのためには、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきである。[注3]

英語でSingle Motherというとき、未婚の母という響きがあるが、総務省「国勢調査」においては、①母子世帯の母、②①の母子と他の世帯員からなる一般世帯の母をいう。母子世帯とは、未婚・死別又は離別の母と、その未婚の20歳未満の子のみから成る一般世帯である。わが国の2010年における「シングル・マザー」の総数は108万2千人、2015年には106万3千人に減少し

たが、百万人の大台を超えている状況を踏まえ、児童虐待などの社会問題につながらないように、より一層の支援策や社会的な動きが必要であり、その一つとして、「シングル・マザー」専用の「シェア・ハウス」について言及されている。シェアハウスのメリットとして、同様な環境の下にある相談相手が身近にいること、また、子どもたちにとっても、遊び相手が身近にいること等が挙げられている。[注4]

本稿では、シングルマザー向けシェアハウスの現状から、一人で子育てする女性たちの多様化するニーズの一端を明らかにし、シングルマザーをエンパワーメントする方策の一つとして、就労と住まいを軸とした自立支援に関して考察する。

## 2. わが国の母子世帯支援の変遷

わが国の社会福祉は、戦災孤児、戦傷病者など生活困窮者の保護・救済を目的として始まり、高度経済成長とともに発展し、その対象を国民一般に広げていった。社会福祉という言葉がはじめて明確に定義されたのは、1950年「社会保障制度に関する勧告」においてであるとされる。[注5] 貧困者を対象とした救済から広がり、戦後の生活保護法の制定をはじめとして、児童福祉法、身体障害者福祉法といった福祉3法の時代から、精神薄弱者福祉法(現:知的障害者福祉法)、老人福祉法、母子福祉法(現:母子及び父子ならびに寡婦福祉法)を加えた福祉6法へと、その対象を広げていった。本章では、母子福祉施策の動向を歴史的に振り返る。

## 2-1 母子保護法成立まで

1918年から1919年にかけて与謝野晶子と平塚ら

てうを中心に、女性の自立と保護を主題として繰り広げられた母性保護論争が、母子保護法成立（1937年）の呼び水となった。母子保護法成立までの過程を、女性運動の側から明らかにした研究者として、一番ヶ瀬康子はよく知られるところである。一番ヶ瀬は、母子世帯の母親が職業に就くことはできても、一挙に零細な自営業もしくは低賃金層に転落することをデータから実証した。[注6]関東大震災に端を発した1927年の金融恐慌、1929年の世界恐慌により困窮を極めた都市部では、失業者が急増し、農村部では凶作に苦しめられた。夫に先立たれたり、離別したりした女性のなかには、母子心中に追い込まれる者も少なくなかった。大正期からその萌芽がみられた母子寮（母子生活支援施設）が、法律上位置づけられたのは、救護法（1932年施行）に拠る。一番ヶ瀬は、1934年に「新聞に現れた母子心中に関する調査」を行い、新聞記事は母子救済に対する世論を喚起したといわれている。

## 2-2 母子福祉法とその後

第二次世界大戦後、混乱する社会の中で、母子の保護は社会的に大きな課題となった。戦争によって夫も家も失った母子にとって母子寮は大きな役割を担ったが、高度経済成長期に入ると、死別より離別母子世帯が増え、住居課題より複雑な生活課題を抱える利用者が増えてきた。母子世帯に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、母子世帯の福祉をはかることを目的として、母子福祉法が1964年に成立した。

社会福祉基礎構造改革の流れの中で1998年に改正された児童福祉法では、母子寮は母子生活支援施設と改称され、母子の「保護」から、「保護するとともに、生活を支援する」という役割を担うように変化した。さらに、2004年に児童福祉法改正が改正されると、母子生活支援施設は利用者の退所後の支援を行うことが位置づけられた。

## 2-3 母子世帯の自立支援

母子生活支援施設は、児童福祉法において定められた児童福祉施設だが、母子世帯の保護から自立支援に向けた援助・支援を図るために、関係する法・施策分野も含めた総合的な取り組みが必要とされている。2002年に厚生労働省から出された「母子家庭等自立支援対策大綱」では、母子生活支援施設や住宅など自立に向けた生活の場の整備が掲げられ、母子生活支援施設には無料職業紹介事業の実施も求められるようになった。2012年の『母子生活支援施設運営指針』には、母子に対して安定した生活の営みを保障する取組を創出するとともに、「母子生活支援施設が持っている支援機能を地域へ還元していく展開が求められる」とある。社会的養護の基盤づく

りとして、「ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である」とし、施設は社会的養護の地域の拠点として専門的な地域支援の機能を強化し、ソーシャルワーク機能を充実されることが求められている。

母子生活支援の基本は、母子それぞれの個別の課題に対して専門的支援を行うことである。入所初期には母子それぞれのニーズを把握し、生活の安定に向けた支援をおこなう。また、新しい環境に適応できるよう精神的な安定をもたらす支援を行う。

母親への日常生活支援では、母親の衣食住の生活スキル向上への支援、健康管理の支援、医療受診促進などに加え、育児の不安や悩みに対応することや、母親が安定した対人関係を築くための支援も掲げられている。子どもへの支援では、学習や進路、悩み等への相談支援のほか、安らぎと心地よさを与えられるおとなとの関りや、子どもどうしのつきあいに配慮した人間関係づくりについても支援することになっている。その他、DV被害からの回避・回復、子どもの虐待状況への対応、家族関係への支援、特別な配慮の必要な母親・子どもへの支援、主体性を尊重した日常生活および就労支援も掲げられている。これらの機能の一部が今、シェアハウスに求められつつあるということを次章では確認する。

## 3. シングルマザーと住まいの問題

### 3-1 母子世帯の住居状況

母子生活支援施設は児童福祉法を根拠とし、女性を対象とした福祉事業における福祉施設ではない。日本の社会保障制度は、第二次世界大戦前より形成されてきたが、政策が本格的に発展したのは第二次世界大戦後である。憲法第25条を踏まえ、1950年に確立した日本の社会保障体系は、生活保護、健康保険、労働保険、年金を4本柱とした。前述の婦人保護事業を林千代は「女性福祉」の核として捉え、売春防止法における更生保護が唯一女性を対象とした社会福祉事業であったと指摘する。[注7] 高齢者、児童、障害者等の社会福祉の対象分野に女性というカテゴリーがないのは、社会福祉の対象は、社会問題の領域を前提とするからである。岩田正美は、「そもそも『対象論』の意味や内容についての議論があまりなかった」と指摘している。[注8] 売春は社会問題であったから、「婦人の福祉」という憲法の理念を指すと解釈される。[注9]

厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、母子世帯の約9割が離婚によるものである。(表1)

表1 母子世帯になった理由別 構成割合(2016年度)

総数	2,060 (100%)
死別	165 (8.0%)
生別総数	1,877 (91.1%)
生別：離婚	1,637 (79.5%)
生別：未婚の母	180 (8.7%)
生別：遺棄	11 (0.5%)
生別：行方不明	8 (0.4%)
生別：その他	41 (2.0%)
不詳	18 (0.9%)

厚生労働省「報告」より筆者作成

同報告書によると、調査時点における親の就業状況は、母子世帯の母の81.8%が就業しており、このうち「正規の職員・従業員」が44.2%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が43.8%となっており、前回調査と比べて「パート・アルバイト等」の割合が3.6%減少し、「正規の職員・従業員」が4.8%増加している。学歴別の詳細は表2のとおり、従業上の地位は、表3のとおりである。

表2 母子世帯の母の就業状況と最終学歴

	総数	就業	不就業	不詳
総数	2,005	1,647	188	170
中学校	231	166	45	20
高校	899	745	79	75
高専	98	83	5	10
短大	284	232	21	31
大学・大学院	183	160	10	13
専門・各種学校	295	251	24	20
その他	15	10	4	1

厚生労働省「報告」より筆者作成

表3 母子世帯の母の従業上の地位と最終学歴

	正規	派遣	非正規
総数	729	78	719
中学校	35	4	118
高校	315	40	357
高専	38	5	35
短大	112	7	88
大学・大学院	86	7	37
専門・各種学校	140	13	82

その他	3	2	2	
※非正規：パート・アルバイト				
	会社 役員	自営業	家族 従業者	その他
総数	16	55	9	41
中学校	3	3	—	3
高校	4	11	4	14
高専	—	5	—	—
短大	3	11	2	9
大学・大学院	5	15	2	8
専門・各種学校	1	8	1	6
その他	—	2	—	1
専門・各種学校	1	8	1	6
その他	—	2	—	1

厚生労働省「報告」より筆者作成

住居の状況を見てみると、母子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は35.0%（父子世帯持ち家：68.1%）、「母本人の名義の持ち家」に居住している世帯は15.2%（父子世帯父名義：49.4%）となっている。父子世帯に比べると、母子世帯の住居状況は非常に厳しい状況にある。

### 3-2 母子世帯の年間収入と求めるニーズ

母子世帯の2015年の平均年間収入は243万円、母自身の平均年間就労収入は200万円である。平均年収とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。母子世帯の母が抱える子どもについての悩みの内訳は、表4のとおり、幼児期はしつけや就学前の教育・進学に関するものが半数近くあり、多感な10代の教育・進学に関する悩みは、6割を超える。

表4 母子世帯の母が抱える子どもについての悩みの内訳(2016年)単位：%

	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15歳以上
しつけ	42.7	26.7	10.4	2.4
教育・進学	24.4	48.2	67.4	63.7
就職	—	—	1.3	14.2
交友関係	—	3.0	4.7	2.1
健康	8.4	6.3	4.7	6.1
食事・栄養	9.2	4.0	1.7	1.3
衣服	3.1	0.7	0.4	0.8

結婚問題	1.5	—	0.2	0.6
障害	3.1	5.3	4.4	4.0
その他	7.6	5.9	4.7	4.7

厚生労働省「報告」より筆者作成

不安が具体的な悩みとなって現れ、困り事は解決策を見出さなくてはならない。悩みに対して最も困っている事を見ても、同調査では、「家計」が50.4%、「仕事」が13.6%、「自分の健康」が13.0%、「住居」は9.5%となっている。相談相手「あり」と回答した母子世帯の割合は80%で、相談相手は親族が最も多く61.95%、次いで知人・隣人が33.3%、母子自立支援員等は0.4%であった。相談相手「なし」と回答した内の61.85%が、相談にのってくれる人を必要としている。

### 3-3 住まい+ケア

本節では、葛西リサの『母子世帯の居住貧困』（日本経済評論社,2017）および『住まい+ケアを考える』（西山卯三記念すまい・まちづくり文庫,2018）から、シングルマザー向けシェアハウスの動向を概観し、次節で事例を紹介する。

近年の入居希望者のなかには深刻な暴力被害者が増えていることもあり、単にハコを提供するだけでは母子世帯の住生活問題は解決し得ない。離婚した途端に大黒柱となるシングルマザーは、住まい、育児、就労など、どこから手をつけてよいのかわからない状況に陥りやすく、ハードの安定供給にケアを結びつけた仕組みが必要であると葛西は指摘する。資金繰りも含めてその仕組みをどう構築させるか、そこに「シェア居住」という発想が生まれた。増大する空き家の利活用や、若者向けシェアハウスの飽和状態という背景を踏まえて、新たな顧客開拓に乗り出したい企業は一住戸に複数の世帯を集め、入居者が必要とするケアを補い合うことで、負担を軽減しようという試みである。不動産賃貸は空き室をつくらないことが肝要だが、築年数が経つと劣化の問題や家賃の減額交渉が生じる。高齢者や障がい者をターゲットとした場合、ハード面の整備や恒常的なマンパワーと専門的スキルが求められる。そのため、小さなサービスで自立生活が可能になるシングルマザーを対象としたシェアハウスの経営に乗り出す事業者が増えていったという。2008年以降シングルマザー向けシェアハウスは全国的に広がり、2018年3月現在、葛西が訪ね歩いたシェアハウスは30箇所（全国26事業者）にのぼる。

そのなかには、最少定員が2名の物件や21世帯という物件もあったが、シェアハウスの定員規模は5～6名が一般的である。シングルマザー専用のハウスでは、同

じ境遇の者同士が助け合える、気が楽といった利用者の声が多く聞かれた。多様な属性の入居者からなるシェアハウスでは、高齢者や未婚女性が孫や甥・姪の世話をするような疑似家族的な関係性が見出されている。

26事業者の平均家賃は、5万7,632円であるが、最低家賃は3万5,000円、最高家賃は10万7,000円と幅広い。共益費には水光熱費やインターネット利用料金を含めるところも多く、育児・家事支援、食事提供などのケア料金は、共益費に含めるところと、オプションサービスにしているところとがある。家事や育児の分担番をルール化してはいないものの、共同生活をしているなかで補い合うには限界があるため、6割の事業者がオプションサービスとしてケアサービスを提供していた。共益費も含めた住居費の平均は7万4,026円で、最低は4万5,000円、最高は15万2,000円と幅広い。シングルマザーの求めるサービスは多様であり、支払い能力も異なることから、葛西はシングルマザーを階層的に分析した。母子世帯の年間収入は、前述のとおりだが、最も割合が多いのは、200万円の層である。（表1）

表1 シングルマザーの勤労収入階層と割合

勤労収入	割合 (%)
400万円以上	6.8
300万円以上 400万円未満	8.7
200万円以上 300万円未満	20.5
100万円以上 200万円未満	35.4
100万円未満	28.6

葛西 [2018] P27 図7をもとに筆者作成

家賃不払いのリスクを低減しようとするならば、上位階層を狙うのが妥当であると葛西は指摘する。実際のところ居住者ニーズは多様であり、ケアサービスを付帯事業として行うアウトソースして提供するか、事業者がどの階層のシングルマザーをターゲットとするかで運営方法は変わってくる。

以上の事例から葛西は、シングルマザー向けシェアハウスは、入居のしやすさはもちろんのこと、ケアの合理化や孤独の解消、さらには子どもの社会適応化など多様なメリットを内包していると確信した。生活を合理化したことで自由時間を増やすことができた入居者が、子どもとしっかり向き合い、さらには資格取得を実現した事例もある。しかしながら、シェアハウスに抵抗をもちながらも選択せざるを得なかったケースも少なくない。集住を求めるシングルマザーには良質のハウスを、シェアハウスを望まない、あるいはシェアハウスからも排除さ

れる層に対しては、安定した住まいを保障する「両輪の仕組み」が必要であると指摘する。事業者のケア負担を軽減するには、専門NPO等との連携やシェアハウス同士の連携を提言している。

#### 4. シングルマザー向けシェアハウス

シングルマザー向けシェアハウスを紹介している、株式会社ひつじインキュベーション・スクエアの「シェアハウス白書」[注11]によると、シェア住居とは、キッチン、リビング、浴室、トイレ等の設備を複数名の入居者が共同で使用する住居の事を指す。その運営方法は、DIY型運営と事業体介在型運営に大別される。前者は、生活の当事者である入居者同士でベースとなる物件を借り上げ、その賃料を相互に負担し合うスタイルである。後者は、管理会社が物件運営や一般的な集合住宅の小さなトラブルに対応し、共用設備の利用に際して発生する入居者同士のコミュニケーションを、主要な訴求点としているのが特徴である。東京都内を中心にシェア住居は増加傾向にあり、多くが個室タイプである。入居者の約7割が女性で、20代が多く、リピーターも多いという。運営事業者の約8割が法人組織で、約2割が個人事業主となっている。本章では、「事業体介在型運営」のシェア住居の3事例を紹介する。

##### 4-1 事例A

2017年6月の追跡調査として、2018年10月にオーナーのK氏に面談し、ハウスAの現状について1時間程度、半構造化インタビューを行った。[注10]

所在地	埼玉県流山市
家賃	49千円～57千円
共益費	15千円（子2人目以降は+3千円）
保証金	家賃1ヶ月分、入居費30千円 （子2人目以降は+15千円）
保証人	不要
戸数	18世帯（1階店舗、2-3階居室）

前回の調査から1年超が過ぎ、当時4組だった入居者数は現在15組に増え、この間に4組が自立・退出した。K氏は、「もう少し広い方がいいとか、正社員になれたとか、再婚するとか、それぞれの理由で巣立ってゆく。“卒業”した人たちがこの街に定着できる拠点になればいい。」という。ハウスAは低所得者を対象とし、オーナー不在でも続けられる仕組みを目指している。シングルマザーたちを自立させることが目標なので、入居者同士をコーディネートしすぎないことを心掛けている。共同生活の在り方を入居者自身に考えてもらうため、2階・3

階のフロアールールは各フロアの入居者たちに任せている。子どもに対しても同様の接し方をしている。今年に入ってから「ハウス内子ども会議」なるものが発足し、小学生らがオーナーに対して「〇〇してほしい」を整理し、建設的に相談するようになった。きっかけは夏休みに水遊びをしたいので、ビニールプールを買って欲しいとオーナーに申し出た。「騒ぐと近所迷惑になる」と断られた子どもたちは、年長者が中心になってルール作りをした。それは、①プールで遊ぶ時は必ず親が一人付いていること、②大きな声で騒がない、③叱られたら即中止する、④日曜日のみ実施する。これらを紙に書いてオーナーにプレゼンテーションし、この夏子どもたちは夢を叶える喜びを知った。自治の面白さに気づいた子どもたちは、その後、ハロウィンパーティの企画を始めた。ハウス内の子ども同士でアイデア募集をし、全員が仮装し、写真撮影サービスや、コンテストで景品を提供するなど、大人たちを感心させるほどの企画力をアピールすることができた。K氏は、このようにコミュニティのなかから自発的に生まれる活動を評価している。「シングルマザーに仕掛けは不要です。春には何組かが東京ディズニーランドへの遠足を実施しました。母子で着飾って本当に楽しそうでした。入居者は多様で、イベントを提案する人、参加する人、休日は静かに過ごしたい人、仕事バリバリの人もいます。子育てニーズも多様だし、シェアリングエコノミーや、皆でわいわいすることを選択しない人もいます。入居者の数だけニーズがあるし、距離感も多様です。」と振り返る。

これまで大きなトラブルもなく過ごしてきたが、心配事がないわけではない。例えば、夜中に大きな鳴き声が聞こえれば、虐待を疑う瞬間もある。母親の個性や価値観を入居時の面談ですべて見分けられるわけでもない。「入居者が少ない時期は、ハードルを下げたくなることもありました。」しかし、K氏は、入居基準を下げることなく、現在に至っている。その背景には、2年間の準備期間の実績がある。現在、ハウスAの1階には病児保育室がテナントとして入っていることが強みであるが、保育事業所を誘致するに際して、認可外保育所のメリットについて熟考し、企業主導型保育事業所を誘致するか何度も検討したという。少子化が止まらないなかで、10年後の保育所は現在とは大きく異なるものになっているだろうと考えたという。

ハウスAは、コミュニティナースによる「地域の保健室」を立ち上げ、病児の看護中心に、子育ての無料相談を週1回実施している。コミュニティの関りの薄い出産直後の母親たちが、ゆっくり話が出来る「場」を地域に

提供したいという思いで始めた事業である。さらに、今後は入居者の子どもの学習支援として「寺子屋」を開くことも検討している。稽古事など放課後の過ごし方は世帯ごとに異なり、“ハウス内鍵っ子”たちが、有意義に時間を過ごせるようにするためには、勉強だけでなく遊びもできる仕組みが必要だという。寺子屋で教える人材は、ボランティアではなくアルバイトとして雇用し、継続的な仕事として任せたいので、将来小学校教諭になりたい人材を安定的に確保することを検討中である。

#### 4-2 事例B

ハウスBの活動実績について、2018年10月に副代表のJ氏に30分程度の半構造化インタビューを行った。

所在地	愛知県名古屋
家賃	(ステップアップ方式) 入居初月：無料 2ヶ月目～：家賃30千円+生活支援金26.5千円 6ヶ月目～：家賃40千円+生活支援金26.5千円
敷・礼金	不要
保証人	不要
戸数	5世帯（2階建て）

ハウスBは「職・食・住・学」を支援する自立支援型のシェアハウスである。名古屋駅から徒歩圏という交通至便なところに建設されたシェアハウスが空き家になっていたものを借りて運営している。1階は共有スペース（リビング・ダイニング・スタディールーム）、2階に独立した居室が5室あり、オープン数ヶ月で満室になったため、キャンセル待ちが後を絶たなかった。そこで、2棟目の着手を検討するに至った。11月1日現在も満室でキャンセル待ちを受け付けている。

入居対象者は、小学3年生未満の子どもを一世帯2人までとしており、入居時の諸費用（礼金・敷金・仲介手数料）がゼロ円に設定されているため、準備不足で離婚にいたった場合には心強い仕組みといえる。離婚直後は心身ともに疲弊していることが多い。母子世帯の貧困率は一般家庭より高く、シングルマザーの就職は厳しいと実感した創業者が、早期に仕事を見つけ、正社員になるなど生活の目途を立てることを目標としているからである。住み続けるための住宅を提供するビジネスというよりも、諸事情でシングルマザーとなった女性の一時避難の場所を提供している自立支援サービス業として捉えることができるだろう。経済的自立による退去を前提としているため、2年後で家賃は相場並みに上がる。つまり、自立の目標が2年に設定されているということである。仕事・住まい・育児の3本柱が実現している背景には、

各機能が事業所として独立しながら連携している仕組みがある。2006年に創業した家事代行サービス業は、ハウスクリーニング、リフォームから生前整理まで担っている。2014年には、家事代行サービス業が移転するのを機に、女性起業家を支援するシェアオフィスの会社が立ち上げられた。そして、2016年にシングルマザー向けシェアハウスの企画・運営、空家活用、職業紹介事業等の会社が設立され、グループ会社が連携することにより、シングルマザーにワンストップサービスが提供できている。シングルマザー雇用100%の求人情報は、年収300万円以上のものから、まずは働くことを練習できる時短の職場まで、紹介案件は幅広い。

ソフト面のサービスでは、週2回ほど祖母世代の女性が子どもたちへの声かけや見守りに協力してくれ、地元の大学生がボランティアとして学習支援を担っている。平日の夜は母親と十分な対話の時間を確保するために、宅食サービスを提供し、長期休暇には子ども目線で企画したイベントを開催している。親の経済格差が、子どもの教育格差につながるようなという考えのもと、また、子どもの成長には多様な大人たちの関りが欠かせないという考えのもと、幅広いサービスを提供している。

#### 4-3 事例C

ハウスCの活動実績について、2018年9月に代表のY氏に30分程度の半構造化インタビューを行った。

所在地	東京都世田谷区
家賃	50千円
共益費	未就学児世帯：8,100円 小学生世帯：13,000円 中学生世帯：16,200円
敷・礼金	不要
保証人	不要
お迎えサービス	10千円
戸数	6世帯（2階建て）

東京都の統計「区市町村別ひとり親と子供の世帯数」（2015年度）によると、世田谷区は都内で2番目にひとり親世帯が多い。不動産会社で営業職の経験をもつY氏は、ひとり親世帯の子どもには孤独や孤食の解消、日本の風習を知る機会、母親以外の大人とのつながり、学習サポートが必要であると考え、2015年に起業した。シングルマザーに対しては、継続したキャリア形成、精神的な支え、いざという時に頼れる繋がり、特に子供の低年齢期には必要であろうと考え、これらの課題解決に向けてシニア世代を巻き込もうと、コンセプトを「現

代版下宿」にした。2017年にはクラウドファンディングを利用したプロジェクトを3月27日から5月29日まで行い、364名もの支援者から総額4,975千円の支援を集めた。クラウドファンディングで調達した資金を、日本政策金融公庫の融資とあわせて、2階の改装および1階リビングの拡張工事に充てた。

前述のA・Bと大きく異なる点は、ハウスCがターゲットとしている対象が、年収350-600万円のシングルマザーという点である。平日の夕食提供、管理人常駐・お迎え、21時までの見守りをサービスの特徴としているが、これらの諸費用は共益費に含まれる。ビジネスとして継続していくには福祉的な支援を代行するのではなく、経済的に自立できる層に対するサービス付きの住宅供給だと考え、家賃は相場より高めに設定してある。例えば、7.5畳の部屋は家賃78千円、共益費45千円で、合計123千円となる。10畳の部屋は家賃が107千円なので合計152千円である。地域とつながる場として1階を地域会員制サロンとして活用し、予約制で地域食堂として開放している。シニア向けのイベントや、土日には季節のイベントを開催して入居している母子と地域の大人たちの交流を図っている。こちら子ども成長とともにやがては退去していくことを前提としているため、このハウスを拠点として関りが続けられるように、半径500m以内に賃貸物件を増やしていく構想がある。シェアハウスをプラットフォームとして、夕食をともに出来る関係を維持することで、親戚のようなつながりを提供したいとC氏は語る。2018年9月現在で4世帯が入居している。

## 5. 多様化するシングルマザーのニーズ

### 5-1 シングルマザーの階層性

日・米・韓とデンマークの比較調査を行った、杉本・森田らによると [注12]、日本のシングルマザーの特徴は、子育てと仕事の両立が難しいため実家で生活している女性が多く、ファミリーサポート制度に登録しても、人材不足のため利用できず、制度が機能していない地域があった。勤労収入格差については葛西が指摘するように、年収200万円未満の世帯が64%を占める。わが国では、学歴に関わりなく未婚の時は半数以上が常勤の仕事に就いているが、結婚あるいは出産を契機に大半が離職する中断再就職型のライフコースをとっている。再就職の労働市場では、離婚後の復職でも学歴が高く、専門技術職や事務・営業職は常勤職の募集が多いが、販売・サービス系の仕事では、非正規雇用の求人が圧倒的に多い。常勤職に就くことのできる可能性が極めて低い職種

に応募せざるを得ないシングルマザーたちの実態については今後調査を重ねてゆく必要があるだろう。

さらに、現状の就職支援策と子づれシングル女性たちの就労実態とのミスマッチも懸念される。拙稿 [注13] では、再就職に際して自信をもてず、就業選択の幅が狭められている主婦たちの存在を指摘した。学卒後の初職が正社員だった者あるいは特定の専門資格を持つ者は、正社員就業の希望を実現しやすい。シングルマザーの最終学歴と就業状況は前述のとおりだが、低学歴の場合には、正規雇用による経済の安定性が得られにくい。年齢および教育機会の違いが、階層性をもたらししていることを前提に再就職支援プログラムの充実を図るならば、中学校卒や高卒などのシングルマザーの稼働能力を上げるためには、専門学校や大学等での再教育を支援することも功を奏するかもしれない。

同時に、正規雇用を望まないシングルマザーの存在も視野に入れるべきだろう。JILPT (2007) 「母子家庭の母への就業支援に関する調査」によると、今後3～5年の間に正社員就業を希望している母親は、無職者で22.2%、パート・アルバイトで30.3%、派遣・契約等では33.3%に過ぎなかった。当時、正社員の母親を全員希望者として計算し直しても、シングルマザーの約半数(53.6%)は正社員就業を希望しない状況が報告されている。自由記述を見ると、正社員就業を希望しない理由として、本人自身の資格・能力要因や、子育て上の都合要因が多い。有配偶女性と比較すると、シングルマザーは正社員以外の働き方を希望する理由に、子育て上の都合要因がとくに目立っている。非正規雇用を選択した理由を見てみると、家庭の事情と両立(33.3%)、自由な時間帯に働けること(33.3%)、短い通勤時間(29.2%)といった理由が目立つ。事例AおよびBは低所得層を対象とし、経済的に自立してシェアハウスを退去できるようになることを前提としているが、シングルマザー全体を見てみると、必ずしも正社員にこだわらない働き方を望む女性が相当数いることを踏まえて、就労支援をしてゆく必要があるだろう。

### 5-2 シングルマザーがシェアハウスを選ぶ理由

シェアハウスは入居者同士の協力、相互扶助により疑似家族的な感覚が生じやすい。葛西は、シングルマザーがなぜシェアハウスを求めるのかについて、前述の『住まい+ケアを考える』において、4点ほど指摘している。まず、「シングルマザー向け」というキーワードによる安心感である。当事者への聞き取り調査でも、ネットで「シングルマザー住宅」等のキーワード検索でヒットした事業所に問い合わせたという回答や、「テレ

ビでシングルマザー向けシェアハウスの情報を見て興味を持った」という声があった。次に、誰かと住もう安心感である。仕事をしながら一人で子育てをする不安の解消だけでなく、住まいを探しているときに妊娠が判明した女性は、頼れる親戚もなく、「誰かがいる環境」を得ることにより不安を緩和することができた。さらに、経済的・空間的な効率性を求める声もある。都市部では家賃が高額であるため、シェアハウスなら個室は1つでも、立地や設備等の条件のよい物件を借りることができる。また、柔軟な入退去が可能な点も大きい。シェアハウスには保証人や高額な一時金も不要な物件が多い。家財道具が揃っている物件であれば、すぐに新生活をスタートさせられる。しかしながら、低所得者層やDV被害にあった女性たちのなかには、住宅に困窮し、仕方なくシェアハウスを選択した例も少なからずある。

人的資源という点ではどうだろうか。シニア同居・地域開放型のハウスCでは、Y氏がシニア女性と共に管理人として住み、6人の子どものお迎えや夕食に関わっている。そういう関りを付加価値として捉えたシングルマザーたちによって選択されている。同居するシニア女性は保育士・幼稚園教諭としての30年来の経験をもち、働く母親たちの気持ちに寄り添ったり、共感したりできる部分が多いという。また、リビングを地域に開放することにより、近所の住民から電子ピアノや絵本、クリスマスツリーなどを譲り受け、家庭菜園や映画鑑賞などを通じての交流も増えたという。子どもと二人だけでは閉塞的になりがちなシングルマザーたちは、いろいろな大人と関わりが出来ることを望む。ここでは子どもにどのようなサービスを提供するかに視点がおかれ、中間層のニーズに込んでいる。

ハウスA、Bは自立支援を掲げ、必要以上のおぜん立てはしない。入居者で話合って課題解決に取り組むことでPDCAサイクルを身につけられれば、主体的に生きる態度を養い、意欲の向上、責任感・連帯感を涵養することにもなる。子どもの自治的集団づくりにもつながっている。職業キャリアの相談に耳を傾けてもらいながら、自身の生き方を模索するシングルマザーたちにとっては、入居者同士、オーナーとの関係において、ほどほどの距離感が心地よいのだろう。

### 5-3 シェアハウス事業者の課題

シェアハウスを提供している事業者たちは現在どのような課題を抱えているだろうか。[注14]

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な人たちが、今後も増加する兆しがあるなかで、民間の空き家・空き室は増加しているが、公営住宅がその

ニーズを満たせる可能性は低い。そこで、2017年10月に、新たな住宅セーフティネット制度が始まった。住宅要配慮者の入居を拒まない住宅の提供が見直された。新制度は、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の3本柱から成り立つ。入居後に賃金が上昇しても、すぐに退去を迫られることはない。しかしながら、低所得者、シングルマザー等の住宅要配慮者に対する最低居住面積基準は整備が遅れており、シェアハウスに絡む事件は後を絶たない。住宅提供側は、事業の透明性を図り、悪いイメージを払拭して母子世帯向けシェアハウスをブランド化することを望む一方で、コミュニケーション能力に欠ける要配慮者の受入れに難を示す可能性も高い。シェアハウスはコミュニティ形成の場であるからだ。先の事例からもシングルマザーのニーズや抱える課題の多様性は明らかだ。ハード面の基準を明確化するためには、業界を組織化して情報を共有することが求められる。それに加えて、民間事業者による採算ベースでの住宅サービス提供には、ソフト面の充実も欠かせない。福祉サービス受給者たちの事情を理解し、制度を活用しながら、コミュニティ活動の仕組みづくりや教育支援メニューを考案するためには、ソーシャルワーカーとしての知識や技術が必要な場面も多々ある。

具体的には、生活の困窮内容にあわせて行政につなぐための方法や、DV被害者を受け入れる際の注意事項、シングルマザーの心身の健康問題への対応など、戸惑いを抱える事業主は少なくない。DV被害者のなかには、シェルターに入らず自力で転宅したい女性も増えているという。しかしながら、入居時および入居後に、シングルマザーの抱える悩みに寄り添って耳を傾けるだけの十分な時間の余裕と、カウンセリングの技術、さらには、仕事の斡旋ができるほどの地域の求人情報を不動産関連企業や、シェアハウス事業者に求めるのはいかなものか。オーナーの役割は、個別の事情にみあった生活支援をするのではなく、いかに良いコミュニティづくりをするかという点に集約されるべきかもしれない。

## 6. おわりに

家族が小規模化し、その機能も多様化した現代において、シングルマザーの支援策を、住生活から提案する動きをみてきた。事例はいずれもシングルマザーの自立支援、母子世帯の子どもの生活・学習支援という社会的課題を、住宅の提供という事業を通じて解決してゆこうとする社会的企業である。母子世帯への居住支援は、住宅

を提供するだけではなく、居場所づくりであり、仕事や保育サービス、コミュニティの形成支援、シングルマザーの心的援助とも密接につながっている。事例のシェアハウス事業者たちは、顧客であるシングルマザーの支援は行政・専門家に任せつつ、女性のなかにある多様性に目を向けている。福祉の担い手ではないが、女性を対象としたソーシャルワークのアプローチである。暴力、職業の差別・抑圧など、女性は社会的に抑圧されやすく、エンパワーメントが阻害されやすい状況にあるとして、個人への働きかけと社会変革を同時に行っていく技法の一つである。ソーシャルワークは「等しきものを等しく扱う」ことを原則とし、アセスメントの際にジェンダー概念を取り入れ、平等主義的な人間関係を反映させてエンパワーメントを促す。DV防止やシェルター拠点を増やすことがその実践として挙げられる。

筆者はこれまで就労支援の立場から、シングルマザーのワンストップサービスの事例に関心をもってきたが、民間による居住支援の可能性がひろがりつつあるなかで、地域の活力にあらためて注目したい。ハウスAは、地主でもあるオーナーが、シングルマザーの就労支援に必要な資源を地域に集め、地域に付加価値を与えることに参与している。ハウスBは既存の会社を連携させることで、総合的な支援を実現している。ハウスCでは、ハウス内に地域の人的資源を取り込むことにより、新たなコミュニティが形成されつつある。いずれもその姿勢は、“お互い様”を基本としている。

家庭役割によって働き方が制約を受けやすい女性のために、ワンストップサービスの拠点づくりを検討するなかで、住環境確保の重要性が見えてきた。拙稿 [注 15] では、住居が付随する働き方を提案する企業の取組も紹介した。高度経済成長時代の企業福祉のひとつとして住宅が全国各地に展開されたが、母子世帯の母親にとっては理想的な働き方といえるだろう。生活を居住空間におしとどめることなく、個人の営みが地域へと広がってゆく住まいづくりは、潜在的な空き家対策にもなるだろう。新たにつくるシェアハウスがきっかけとなって、地域とつながり、街を形成してゆく。わが国の女性に対する福祉政策の歴史を振り返ると、母子世帯の居住実態を網羅的に明らかにした葛西の指摘は示唆に富む。人間関係のトラブルを内包するシェアハウスでは、開設から短期間に閉鎖に追い込まれた事例もある。それらは生活支援やメンタルケア等にかかる人材確保および人件費が負担となった。[注 16] 住宅が保障されることにより、就労機会がもたらされ、心身の健康維持にも功を奏する。少子化の進展が止まらない超高齢社会において、空き家対策

はますます重要になってくるだろう。

母子家庭向けシェアハウスの事業者は不動産関連事業に限らない。生活関連サービスを提供するなかで、女性の包括支援事業として成長してきた事例もある。現代のシングルマザーたちの三種の神器は、住宅と仕事、育児に関するサービスである。過去の生活において他者との関わりが希薄であったため、“お互い様”の意識が醸成されることなく過ごしてきたシングルマザーには、疑似家族との共同生活は必ずしも楽しい出会いとは限らないだろう。どのように関わってゆけば分からない場合、小集団のなかで感じる疎外感は一とおおきい。そのような戸惑いや悩みに対応するスタッフを常駐できるシェアハウスばかりではない。共同生活のなかで自ら解決してゆくべき課題とした場合には、シングルマザー同士よりも、異なる属性、異世代との集住に、課題解決の糸口が見いだせることもあるだろう。トラブルを未然に防ぎ、問題を解決してゆくために、専門知識を備えた人材の介入や助言を必要とする場面では、制度も含めた社会的資源を活用することになる。その情報の集積場所をどこに置くべきか、シェアハウス事業者は検討する段階に来ているようだ。

今回はシングルマザーのニーズの多様性を探り、住環境の市場が福祉化の傾向にあることが確認できた。事業者の負担を軽減するためには、入居者の自治に任せる部分を広げてゆくことも必要だろう。子どもの成長とともに経済的自立を果たし、“卒業”してゆくシングルマザーたちがどのようにハウス内でコミュニティを形成してゆくのか、関係性を構築するプロセスの一端を明らかにすることを、今後の課題としたい。

#### 謝辞：

本研究を遂行していくにあたり、貴重な知見をご教授いただいた立教大学 葛西リサ氏、調査にご協力くださいました関係各位に、心より感謝の意を表します。

#### 注・引用文献：

- 1 厚生労働省「平成 29 年度 人口動態統計の年間推計」
- 2 政府は社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度とする目標を掲げている。(2010 年閣議決定) しかしながら、「2020 年 30%」の目標に対して現状値は未だ低い。国会議員衆議院が 10.9%、参議院が 18.2%、大臣は 5.6%、国家公務員採用者 25.7%、国の審議会等委員 33.8%、都道府県議会議員 8.1%、都道府県知事 6.4%等となっている。企業等の役員会の女性比率は、ノルウェーが 41.0%、スウェーデンが 27%に対し、日本は 1.23%にとどまっている。

- 3 2015年成立「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」
- 4 総務省統計研究研修所の調査研究の一環として執筆された資料「シングル・マザーの最近の状況（2015年）－総務省統計局」において、西文彦は、個人的見解として述べている。
- 5 桑原洋子『女性と福祉』信山社,1995,13-14頁
- 6 「母子保護法制定促進運動の社会的性格について」『現代社会福祉論』時潮社,1971
- 7 林千代『女性福祉とは何か－その必要性と提言』ミネルヴァ書房,2004,16頁
- 8 「社会福祉における対象論研究の到達水準と展望－対象理論研究の視覚」『社会福祉研究』第80号,（財）鉄道弘済会,2001
- 9 須藤八千代「「女性福祉」論とフェミニズム理論－社会福祉の対象論を手掛かりに－」『社会福祉研究』12,2010,25-32頁
- 10 前回の調査内容については、拙著「シングルマザーの就労支援に関する一考察－シェアハウスを中心に－」東海学院大学研究年報3,2018を参照されたい。
- 11 参考URL（2018.11.1アクセス）  
<https://www.hituji-report.jp/index.html>
- 12 杉本貴代江・森田明美編著『シングルマザーの暮らしと福祉政策 日本・アメリカ・デンマーク・韓国の比較調査』ミネルヴァ書房,2009,291-293頁
- 13 拙稿「女性の再就職支援に関する一考察－主婦インターンシップから見えてきたこと－」『東海学院大学研究年報』第2号,2017
- 14 2018年10月5日に開催された母子世帯シェアハウス全国会議に筆者は陪席した。発起人は葛西リサ氏で、シェアハウスを手掛ける事業者、母子世帯に空き家を提供したいと考える不動産関係事業所、シェアハウスのポータルサイト業者、国土交通省安心居住推進課、国土交通省 国土技術政策総合研究所、シングルマザー支援を専門とするNPO、シングルマザーの居住支援を専門とするNPO、都市計画、住宅政策を専門とする法律家、住宅政策や母子世帯問題研究を専門とする研究者、住宅・まちづくり系コンサルなど50名弱が集まった。
- 15 前掲10
- 16 葛西リサ『母子家庭の居住貧困』日本経済評論社,2017,175頁

A Study on Shared Houses for Single Mothers  
— Seen from their information networking —  
ENDO Masako